

議案第28号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例
の制定について

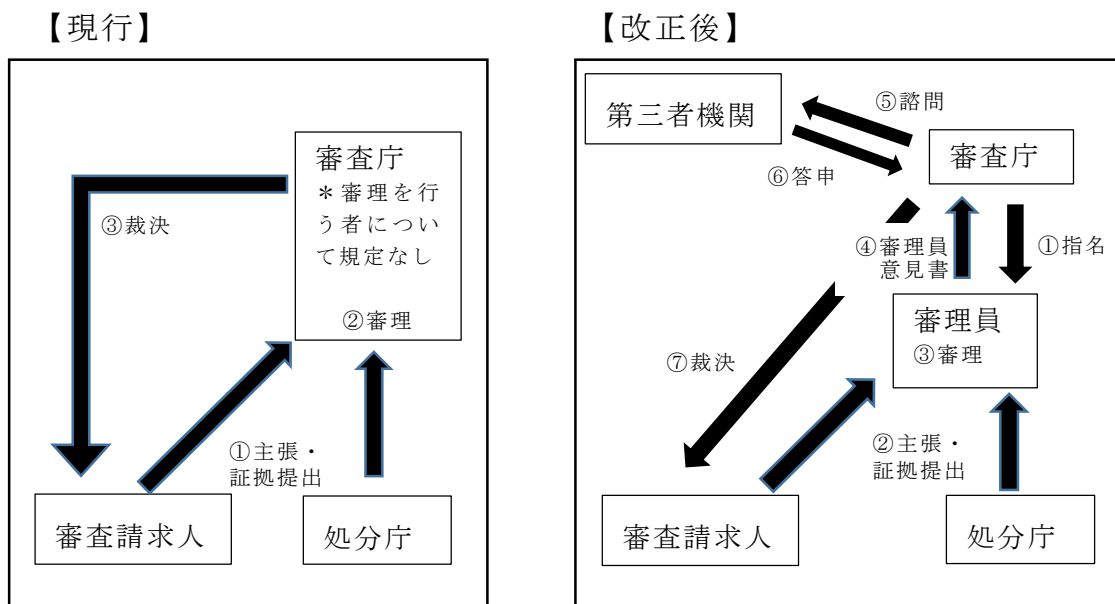
1 行政不服審査制度の見直しの概要

国民の簡易迅速な権利救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的として設けられている行政不服審査法が全部改正された。

その主な見直しの内容は次のとおり

(1) 公正性の向上

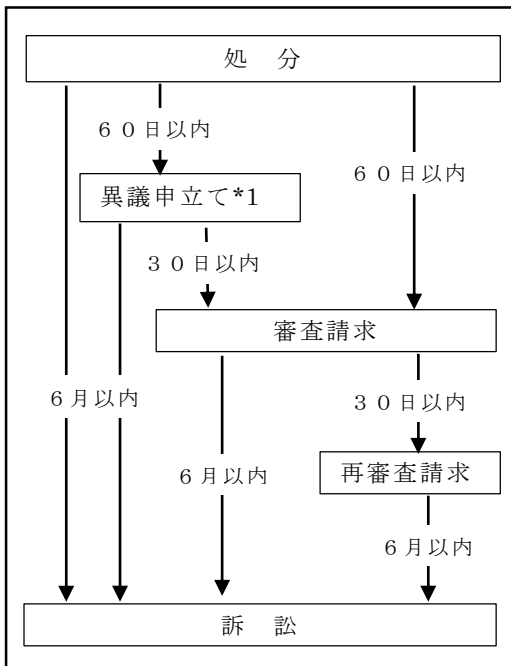
- ・ 審理員制度の導入（現処分に関与していない者（審理員）が審理手続を主宰）
- ・ 行政不服審査会等への諮問手続の新設（審査庁の判断の妥当性を第三者機関がチェック）
- ・ 審査請求人等の手続保障の拡充（口頭意見陳述における処分庁への質問、提出書類等の謄写）



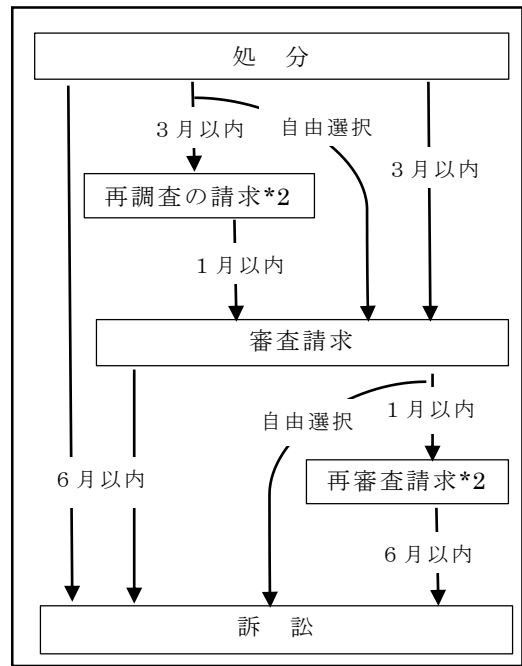
(2) 使いやすさの向上

- ・ 不服申立ての手続を審査請求に一元化
- ・ 不服申立てできる期間を60日から3か月へ延長
- ・ 不服申立てを経なければ出訴ができないとする定めの縮小
(96法律中47法律で廃止・21法律で縮小)

【現行】



【改正後】



*1 異議申立てと審査請求の両方が可能な場合は、異議申立てを経たあとでなければ、審査請求ができない。

*2 法で特別の定めがある場合のみ

(3) 国民の救済手段の充実・拡充

- ・ 行政指導の中止を求める手続を新設（行政手続法）

2 山陽小野田市情報公開条例及び山陽小野田市個人情報保護条例の一部改正について（第1条・第2条関係）

現在、公文書の公開決定等に対しての不服申立てや自己情報の開示請求に対する開示決定等に対しての不服申立てがあったときは、それぞれ識見を有する者で組織された情報公開審査会、個人情報保護審査会において、その公開決定等や開示決定等の適法性、妥当性について審議し、答申している。

一方、改正後の行政不服審査法では審理員による審理制度を導入し、審理手続の公平性の向上を図ることとしているが、審理の公平性が保たれる場合は、審理員による審理手続を適用除外できることとしている。

これらのことを勘案し、現行の審査会においては、処分庁が行った公開決定等又は開示決定等の適法性、妥当性について専門的で公正な判断をしており、審理員が行う審理手続きと同等の審理を現に行っていることから、審理員による審理手続の適用除外とし、現行の審理体制を維持することとする。

3 山陽小野田市手数料徴収条例の一部改正について（第8条関係）

不服申立てに関し、処分庁等から審理員に提出された書類等について、その写しの交付を求めることができ、その交付に対する手数料を徴収するもの。

なお、手数料の額は情報公開条例施行規則で規定している公文書の写しの費用と同額とするもの。

4 その他の条例の一部改正について（第3条～第7条、第9条関係）

文言の修正等行うもの